

◇大阪市建築物の環境配慮に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、特定建築主の環境配慮義務の内容を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築確認課)